

議 第 4 号

胎内市地域公共交通会議要綱の改正について

胎内市地域公共交通会議要綱の一部を下記のとおり改正することについて、
本協議会の承認を求める。

記

道路運送法の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する協議
は、地域公共交通会議とは別に運賃協議会等を新たに設置し、協議を調える必要
があることから、所要の改正を行うもの

令和6年11月7日 提 出
胎内市地域公共交通協議会
会長 高 橋 晃

(改正案)

○胎内市地域公共交通会議要綱

平成19年 8 月17日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、胎内市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様~~及び運賃・料金等~~に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は15人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命するものをもって構成する。

- (1) 一般貸切（乗合）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) NPO等の代表
- (6) 商工団体の代表
- (7) 社会福祉団体の代表
- (8) 北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する者
- (9) 新潟県新発田地域振興局企画振興部長又はその指名する者
- (10) 新発田警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

(改正案)

の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(運賃協議部会)

第5条の2 交通会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項を協議するため、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 胎内市総合政策課長

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 第3条第4号に掲げる委員

(4) 第3条第8号に掲げる委員

3 委員の任期は、前項第2号に掲げる者にあつては、当該運賃等に係る協議が終了するまでとし、その他にあつては、第3条第2項の任期と同様とする。

4 運賃協議部会に部会長を置く。

5 前2条(第4条第4項を除く。)の規定は、運賃協議部会について準用する。この場合において、第4条の見出し、同条第1項及び第2項中「会長及び副会長」とあるのは「部会長」と、第4条第1項及び第3項並びに前条第1項中「交通会議」とあるのは「運賃協議部会」と、第4条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 運賃協議部会は、会議において協議が調ったときは、その結果を交通会議において報告するものとする。

(改正案)

(議決)

第6条 交通会議の議決は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 交通会議は、原則として公開とする。

(分科会)

第8条 会長は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第9条 会長及び分科会長は、交通会議及び分科会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、胎内市総合政策課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日告示第97号）

この告示は、平成19年10月23日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第63号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月31日告示第89号）

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(改正案)

附 則（令和 5 年10月16日告示第126号）

この告示は、令和 5 年10月16日から施行する。

【協議事項】

胎内市地域公共交通会議要綱の改正について

[内容]

道路運送法の改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する協議は、地域公共交通会議とは別に運賃協議会等を新たに設置し、協議を調える必要があることから、所要の改正を行うもの

【変更概要】

改正前	改正後
①地域公共交通会議等にて協議 ↓ ②運賃の届出	①公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ※パブリックコメント、アンケート調査、事業者等ヒアリング等のいずれかにより。 ↓ ②運賃協議会等にて協議 ↓ ③運賃の届出
運賃等は地域公共交通会議等で協議 〈運送法施行規則第9条の3〉 地域公共交通会議等構成員 ①市町村長又は都道府県知事 ②一般乗合旅客自動車運送事業者 ③バス協会、タクシー協会等 ④住民又は旅客 ⑤地方運輸局長 ⑥労働組合 ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ※運賃等以外の協議については、引き続き地域公共交通会議等で協議	運賃等は運賃協議会等で協議 〈運送法第9条第4項〉 運賃協議会等構成員 ①市町村又は都道府県 ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用） ③地方運輸局長 ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

【今後の協議運賃の取扱いについて】

(1) 市報及びホームページへ意見募集の掲載（予定）

(2) 運賃協議部会で協議

構成員

- ①胎内市総合政策課長
- ②一般貸切（乗合）旅客自動車運送事業者が指名する者
- ③住民又は利用者の代表
- ④北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する者

(3) 地域公共交通協議会の開催

運賃協議部会で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通協議会に報告

(4) 国土交通大臣に届出

協議証明書及び運賃及び料金の設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出

【道路運送法（抜粋）】

第9条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない